産者の販売価格を安定基準価格以上に回復し、又は維持するために必要な範囲内のものであること。

ニ　生産しようとする指定乳製品の種類が、乳製品の生産施設の設置状況、当該指定乳製品の需給事情等からみて不適当なものであること。

ホ　他に委託する生産にあつては、委託を受ける者について当該委託に応じない正当な理由があると認められる事情がないこと。

二　法第七条第二項の計画にあつては、次の要件を備えていること。

イ　指定乳製品の生産者の販売価格が安定下位価格を下回つて低落し、又は低落するおそれがあると認められる場合において、農林水産大臣が定める期間の範囲内で当該指定乳製品について実施するものであること。

ロ　指定乳製品の生産者の販売価格を安定下位価格以上に回復し、又は維持することができると認められるものであること。

ハ　指定乳製品の保管数量及び保管期間又は販売数量が当該指定乳製品の生産者の販売価格を安定下位価格以上に回復し、又は維持するために必要な範囲内のものであること。

ニ　当該計画に係る指定乳製品の生産者（法第七条第一項に規定する生乳生産者団体を除く。）について、その者が安定基準価格に達しない価格で原料乳を買い入れ、又は買い入れるおそれがないと認められること。

ホ　別表に掲げる種類ごとの正味重量及び包装に適合し、かつ、生産の日から保管の開始又は販売の日までの期間が、バターにあつては四十日（法第七条第二項の計画に基づいて保管した後販売するものにあつては、九十日）、その他の指定乳製品にあつては六十日（同項の計画に基づいて保管した後販売するものにあつては、百八十日）以内の指定乳製品について実施すべき旨が定められていること。

ヘ　保管に係る計画にあつては、保管場所が当該指定乳製品の生産及び消費の事情からみて適当な場所にあり、かつ、保管施設が当該指定乳製品の品質を保全するに足るものであること。

（新設）

（年間販売計画の記載事項）

第十三条　法第五条第二項第一号への農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該対象事業者が生乳の乳業者に対する販売を行う場合にあつては、第一号対象事業に係る生乳の用途別の販売予定価格

二　当該対象事業者が特定乳製品の製造を行う場合にあつては、次に掲げる事項

イ　第一号対象事業に係る特定乳製品の製造に係る施設及び当該施設についての設備に関する事項（特定乳製品の製造を委託する場合にあつては、当該委託の内容に関する事項）

ロ　第一号対象事業に係る特定乳製品の販売予定価格

2　法第五条第二項第二号ニの農林水産省令で定める事項は、第二号対象事業に係る生乳の用途別の販売予定価格とする。

3　法第五条第二項第三号ニの農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　第三号対象事業に係る特定乳製品の製造に係る施設及び当該施設についての設備に関する事項（特定乳製品の製造を委託する場合にあつては、当該委託の内容に関する事項）

二　第三号対象事業に係る特定乳製品の販売予定価格

（年間販売計画の基準）

第十四条　法第五条第三項の農林水産省令で定める基準は、次の各号に掲げる対象事業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

（新設）